主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人田山睦美の上告趣意第一点は、道路交通法七二条一項前段、同一一七条が 憲法三八条一項に違反する旨主張するが、道路交通法七二条一項前段の規定は、交 通事故があつたときに、当該車両の運転者等に対し、直ちに車両等の運転を停止し て、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければな らない義務を課するにとどまり(また、同一一七条は、その義務違反に対する罰則 を定めたものにすぎない。)、右運転者等に対し自己が刑事上の責任を問われる虞 れのある事項について供述を強要するものではないから、右各規定が憲法三八条一 項に違反するものでないことは、当裁判所の判例(昭和三五年(あ)第六三六号同 三七年五月二日大法廷判決、刑集一六巻五号四九五頁)の趣旨に照らして明らかで ある。論旨は理由がない。

同第二点は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。 また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。 昭和四六年九月二八日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	田	中	=	郎
裁判官	関	根	小	郷
裁判官	天	野	武	_